

新旧対照表

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p>1～11 (略)</p> <p>12 令第32条の特例基準</p> <p>(1) 排煙設備を設置しなければならない防火対象物の部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができる（居室及び廊下その他の通路部分を除く）。◆</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 耐火構造の壁及び床で区画され、開口部に特定防火設備である防火戸（常時閉鎖式又は火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造のものに限る。）を設け、壁及び天井の室内に面する部分を下地、仕上げとも不燃材料とした50㎡（スプリンクラー設備が令第12の基準に従い、又は当該技術基準の例により設置されているものにあつては100㎡）以内の室。なお、区画を貫通する給排水管、配電管その他の管は鋼管を使用し、風道は建基令第112条第16項に規定する構造のダンパー（温度が急激に上昇した場合のみ自動的に閉鎖するものを除く。）</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 階段部分、昇降機の昇降路部分、パイプスペース、リネンシャフト、<u> </u>その他これらに類する部分</p> <p>(以下、省略)</p>		<p>1～11 (現行に同じ。)</p> <p>12 令第32条の特例基準</p> <p>(1) 排煙設備を設置しなければならない防火対象物の部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができる（居室及び廊下その他の通路部分を除く）。◆</p> <p>ア (現行に同じ。)</p> <p>イ 耐火構造の壁及び床で区画され、開口部に特定防火設備である防火戸（常時閉鎖式又は火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造のものに限る。）を設け、壁及び天井の室内に面する部分を下地、仕上げとも不燃材料とした50㎡（スプリンクラー設備が令第12の基準に従い、又は当該技術基準の例により設置されているものにあつては100㎡）以内の室。なお、区画を貫通する給排水管、配電管その他の管は鋼管を使用し、風道は建基令第112条第21項に規定する構造のダンパー（温度が急激に上昇した場合のみ自動的に閉鎖するものを除く。）</p> <p>ウ～オ (現行に同じ。)</p> <p>カ 階段部分、昇降機の昇降路部分、パイプスペース、リネンシャフト、<u>風除室</u>その他これらに類する部分</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>項誤り修正 16→21</p>

全国的な指導状況を勘案して、「風除室」を追加するもの。